

## ワーキンググループ B

### 事業番号 B-38

(事業名) 日本語教育機関の審査・証明事業

(法人名) (財)日本語教育振興協会

### 評価者のコメント(評価シートに記載されたコメント)

(財)日本語教育振興協会が法務省の審査の“参考に”審査料や更新料を取っている仕組みはおかしい。不透明な団体を介さず国が審査すべき。(知見がないのであれば外部有識者による審査委員会を作ればよい。)

この法人の解散。

日本語教育の質をチェックする制度を検討する。日本語能力検定試験を活用してはどうか。

少なくとも当協会による審査は廃止する。法的・制度的には明確な基準を設定する。

審査証明業務の位置づけが極めて不明確。不明確であるが故に裁量権が強い。法務省は能力のある組織に法的に明確な形で業務を委託すべき。

日本語学校の質を確保するための制度を再考すべき。

審査が必要で法務省自身はその能力を有さない、あるいはリソースとして困難であるとすれば独法が行うべき。一民間法人が行うべきことではない。その上、この法人が極めて不合理な天下り団体であることからすれば、少なくとも今の枠組みは廃止。

国が責任を持って、直接実施することが適切。

この公益法人が審査・証明を独占する意義がない。法務省は審査事業そのものをどうするか非常にあいまい。

法務省入国在留課が外務省・文科省のノウハウを得て、日本語教育機関の質を担保するために実施するための事業であるから、(財)日本語教育振興協会の関与は不要である。よって、(財)日本語教育振興協会の本事業に対する関わりは新規・更新ともに法務省に帰属させるべきである。

ゼロベースで見直し。最初の告示での要件と、その後の日本語教育機関の質的水準の担保とが不整合な制度に現行制度はなっている。審査・証明を行う法人を民間で任意にできるなら、競争性を担保する仕組みとすべし。

国として一旦日本語教育機関として告示した後、常に日本語教育機関にふさわしい実体を備えているかについて調査し、告示されている内容の適正さについて担保すべき。最初の審査のときも「参考にする」というようなあいまいな制度ではなく、改めて制度を構築すべき。(財)日本

語教育振興協会の認定(更新も含めて)は、実質上の効果を有していると思われるので、制度上明確に位置づけるべき。

(審査・証明事業と告示の関係の明確化、とした上で)入国管理局として、必要な審査を行えばよい。日本語教育振興協会は必要ない。

告示の責任を明確にし、必要な審査があるのであれば「参考」ではなく「情報収集分析委託」として、責任を明確にして競争的環境のもとに行うべき。

制度の立てつけがあいまい。

(見直しを行う、とした上で)審査・証明事業と告示の関係の明確化。参考事業は国が責任を持って行うか、民間の団体が審査を行う場合は複数の審査団体が存在するようにする。奨学金申請のあり方を抜本的に見直す。奨学金の直接申請が可能であることを通知する。更新については義務ではなく、また何ら入国審査にあたって不利益を生じさせないことを通知する。維持会費の値下げ。

## WGの評価結果

---

### 廃止

### (法的により明確な制度に改める)

廃止 10名

見直しを行う 4名

## とりまとめコメント

---

日本語学校の審査業務の必要性についてはすべての委員が認識しているが、問題は、その制度が不明確であるということである。そもそも常勤職員が4名しかおらず、うち3名は官庁OBというような民間の組織の行った審査結果を「参考にする」という法令の立てつけとなっているが、この協会を通さなければいけないのか不明確であるとともに、審査料や更新料が適正かという問題もある。ここは一旦、法的により明確な制度に改めるべき、との趣旨で、事業の廃止という結論とさせていただく。